

成年後見・権利擁護に係る専門家による相談会

専門家による成年後見制度等に関する相談会を開催します

知的障がいや精神障がい、認知症などによって、判断能力が十分でない方は、財産管理や福祉サービスの利用、施設入所に関する契約などを自分の判断で行うことが困難な場合があります。成年後見制度は、判断能力が不十分な状態であっても、いつまでも自分らしく安心して暮らせるための制度です。

日時：令和5年2月10日(金)

10:00～12:00(相談時間は30分)

(事前予約制につき相談開始時間は追って連絡します)

場所：守口市役所1階 市民会議室105号室

「守口市京阪本通2丁目5番5号」

参加費：無料

お金の管理や契約に自信がない

将来に不安が…



悪徳商法などの

被害が心配

※手話通訳等が必要な方は
事前にお申し出ください。

◎お申し込み・お問い合わせは…

守口市立わかたけ園
(担当：大木・安川・福本)
守口市菊水通2-8-17
電話：06-6997-4748
FAX：06-6997-4745

e-mail: wakatake@galaxy.ocn.ne.jp

あなたの「不安」を「安心」に変える成年後見制度です

※電話やFAX、e-mailにてお申し込みください(裏面に申込書があります)。

主催：守口市立わかたけ園

守口市受託事業

参加申込締切は令和5年1月20日(金)

送付先FAX:06-6997-4745

<お間違いのないよう再確認してください!>

「成年後見・権利擁護に係る専門家による相談会」

参加申込書

ふりがな	
参加者氏名	
連絡先	
所属	障がい当事者 ・ 家族 ・ 一般市民 ・ ボランティア 福祉関係者（事業所名： ） その他（ ）
相談内容	相談したいことを簡単にご記入下さい。
※手話通訳や介助員などの支援を必要とされますか？ < 必要() ・ 不要 >	

主催：守口市立わかたけ園